

議案第 1 1 5 号

世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 6 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 児童福祉法施行令の改正により、区が児童相談所設置市となることに伴い、東京都から小児慢性特定疾病医療費の支給認定等に係る業務が区に移管されるため、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

世田谷区心身障害者福祉手当条例（昭和49年10月世田谷区条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表3の項障害又は疾病の程度の欄第1号中「児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）第6条第2項」を「世田谷区児童福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月世田谷区規則第33号）第1条の2第2項」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）第6条第2項の小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者は、世田谷区児童福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月世田谷区規則第33号）第1条の2第2項の小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者とみなす。